

議案第 三 号

林道丹戸線（第二工区）開設工事請負契約の変更について

次のとおり林道丹戸線（第二工区）開設工事請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成二年二月二十二日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成二年三月三十日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

一 工 事 名 林道丹戸線（第二工区）開設工事

二 工 事 場 所 三朝町大字神倉

三 契約の相手方 倉吉市旭田町六十ノ一

打吹建設株式会社

代表取締役 小 谷 實

四 契約金額 三一、九三〇、〇〇〇円（既工事請負契約締結分二八、三三五、〇〇〇円）